

医療DX推進本部長 岸田 文雄 殿
 デジタル担当 大臣 河野 太郎 殿
 厚生労働 大臣 加藤 勝信 殿

中央社会保険医療協議会 事務局御中
 (厚労省保険局医療課長 眞鍋 馨 殿)

1 人の閉院・廃業も出さないよう要望いたします

茨城県保険医協会	会長	高橋 秀夫
栃木県保険医協会	会長	長尾 月夫
群馬県保険医協会	会長	小澤 聖史
埼玉県保険医協会	理事長	山崎 利彦
千葉県保険医協会	会長	岡野 久
東京保険医協会	会長	須田 昭夫
東京歯科保険医協会	会長	坪田 有史
神奈川県保険医協会	理事長	田辺由紀夫
山梨県保険医協会	会長	長田 高典

政府がオンライン資格確認等システムの来年4月からの義務化を発表して以来、さまざまな施策が講じられてきましたが、原則として全ての医療機関に対して①カードリーダーを備え、②マイナ保険証による資格確認作業を求めるといふ、いわゆる「義務化」を計画通りに4月に施行することは明らかに困難な状況にあります。

しかしながら12月19日現在においても、政府は何らメッセージや案内を発信しておりません。国民皆保険制度の資格確認手続き方法の大変革を推進する政府に対して、私たちは責任ある対応を求めるものです。開業保険医の仲間たちが廃業閉院を決断し実行しはじめている事態に鑑みて、以下の3点を至急に求めます。

1 4月義務化の撤回・延期をシンプルにアナウンスして、全ての医療機関が医療提供を続けられるようにしてください

4月義務化や義務化からの適用除外を定めた療養担当規則が9月に発表された際の附帯事項として、「年末に検証のうえ施行期日などを判断する」としていました。厚労省で把握されている通り機器設置数が伸びていない経過をみれば4月からの義務化スタートは不可能です。

義務化の撤回・延期を直ちに発表することは、開業保険医の混乱と不安を解消する観点からも当然です。また、国民・患者に対して明解に説明するためには除外要件を複雑に設定することなく、シンプルに「撤回・延期」として示すことが必要です。さもなければ4月に医療現場の窓口にて混乱を来すことが必至です。

保険の資格確認という事務手続きにすぎない問題で、長年地域医療を担い患者との関係を築いてきた開業医を医療から排除することのないよう、特段の配慮を求めます。

2 中医協を早急かつ明朗に開催し、形式的に審議をしないでください

「4月義務化」を厚生労働省令（療養担当規則）により規定している以上、手続きを要することは当然と理解しますが、年末を迎えても開催日程が何ら発表されてこない経過より、年末12月28日頃に、本件課題が検討されるのではないかと憶測も広がっています。

早急に開催日程を発表するとともに、多数の開業医が本件の審議をインターネットで視聴ができるよう、配信に関するアナウンスも講じてください。全国には「義務化」に反対している開業医が多数存在しており、本件審議には格段の注意が集まっています。

3 二重基準になっている補助金の申込期限の延期を早急に発表することを求めます

現在の補助金の申込期限は二重基準（年内12月末迄にカードリーダー申し込み、23年3月末に整備完了など）になっており延期を求めます。

これから申し込みをしても、「23年3月までに機器の設置」などは達成が困難です。期限を延期して、整合性のある申込基準を示すべく「年末まで」とされている申込期限の延期を求めます。また、カードリーダー機器もメーカーごとに在庫状況が異なり、各医療機関の既存のレセコン・電子カルテシステムとの互換性に問題が生じている事例もあります。支給条件の緩和、延期により、各医療機関にとって不具合が生じやすい機器の導入が避けられます。全国的に人数が足りていないシステムベンダーの労力を増やさないことにもつながります。

以上